

佐賀県事業者育成支援事業業務委託に係る企画提案募集要領

1. 目的

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが県産品流通デザイン公社（以下、「公社」という）」においては、県内食品関連事業者を対象に集合セミナーや県外大型展示会出展、また大手卸を通じた販路開拓の支援など、大都市圏での販売支援を行っている。

県内食品関連事業者に対し、売り先を見据えた商品ブラッシュアップや新たな販路開拓への取組み方等を重点的に専門的見地から支援することで、県内事業者の意識改革、販売スキルの向上、商品開発意欲の促進等を図る。

については、企画コンペ方式により、佐賀県事業者育成支援事業業務について意欲のある事業者を募集する。

2. 委託業務名

佐賀県事業者育成支援事業業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「佐賀県事業者育成事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 予算額

金13,000千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

3. 参加要件

本件企画コンペは単独提案により行うものとし、参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることを要する。

- ① 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えていること。
- ② 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑥ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 企画提案スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

令和5年5月19日（金）	公社ホームページでの公募開始
令和5年6月2日（金）	企画コンペ参加資格確認申請書提出期限
令和5年6月6日（火）	仕様書質問受付期限
令和5年6月9日（金）	企画コンペ参加資格確認結果通知
令和5年6月13日（火）	企画コンペ提案書提出期限
令和5年6月中旬	企画コンペ〔書類審査会〕
令和5年6月下旬	委託業者決定

(2) 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（様式第2号）・・・ 1部
- イ 会社概要（パンフレットで可）・・・・・・ 6部

② 提出期限 令和5年6月13日（火）17時（必着）

③ 提出場所 7. 問い合わせ先

④ 提出方法 持参又は郵送

⑤ 参加資格確認結果 令和5年6月2日（金）までに通知する。

(3) 企画提案書等の受付

① 提出書類

ア 表紙（様式第3号）・・・ 1部

イ 提案書（パワーポイント形式）・・・ 6部

㊦ A4長辺綴じ（資料横向き、枚数制限なし、ホチキス留め、図表等については、A3版の折り込みも可）とし、文字サイズは概ね10.5ポイント以上とすること。

㊧ 業務の企画提案（仕様書で定めたものを網羅したものであり、コンセプト、実施手法、詳細な実施内容等を含むものであること。）とともに、実施スケジュール（案）及び業務体制について記載すること。

㊨ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。

ウ 見積書（任意様式）・・・ 6部

- ㉞ 見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
- ㉟ 「公益財団法人佐賀県産業振興機構 さが県産品流通デザイン公社 所長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印のうえ、提出すること。

エ 実績書（様式第4号）・・・ 6部

過去3年間において、同種の業務の受託実績について記載すること（行政関係機関からの受託実績は必記）。

② 提出期限 令和5年6月13日（火）17時（必着）

③ 提出場所 7. 問い合わせ先

④ 提出方法 持参又は郵送

※紙媒体の提出と併せて、データ（PDF形式）をメール又はCD-Rにより提出すること。

⑤ 企画提案書等の取扱い

ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

エ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

オ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

(4) 企画コンペ（書類審査）の開催

① 日時 令和5年6月中旬開催予定

② 実施方法 企画書を事前に各審査員に配布し、採点表に添って審査する。

(5) 審査会の開催

ア 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。

イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

ウ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

エ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。

(6) 結果の通知

令和5年6月下旬までにすべての参加者に対し通知する。

5. 業務の委託契約

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。なお、企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合

わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、最優秀提案事業者との協議により契約締結段階に、業務仕様書の変更のない範囲において、調整を行う。

- (2) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6. その他

(1) 契約事項

公益財団法人佐賀県産業振興機構財務規程に基づき執行する。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が行った場合
- ② 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ③ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- ④ 1人で2以上の提案をした場合
- ⑤ 代理人でその資格のない場合
- ⑥ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- ⑦ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ① 参加事業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 参加事業者に求められる義務

- ① 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- ② 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。
- ③ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(5) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、令和5年6月6日（火）17時までに質問書（様式

第5号)により、メールにて「7. 問い合わせ先」まで連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

(6) 留意点

- ① 個人情報の取り扱いについては、公益財団法人佐賀県産業振興機構個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。
- ② 参加者が1社の場合、本件企画コンペを取り止めることがある。

7. 問い合わせ先

公益財団法人佐賀県産業振興機構

さが県産品流通デザイン公社 古川・檜崎

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館9階

TEL0952-20-5602 FAX0952-20-5600

E-mail : furukawa-minoru@mb.infosaga.or.jp

8. 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、公益財団法人佐賀県産業振興機構個人情報保護規程に基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

(別表)

評価基準

項目	評価基準
1. 企画内容の評価	
目的との整合性	目的を的確、適切に理解した提案となっているか。
企画内容の妥当性	企画内容は実現可能なものであって、事業効果が確実に見込めるものとなっているか。
企画内容の新規性・独創性	企画内容に特筆すべき工夫が盛り込まれているなど新規性・独創性があるか。
2. 実施体制等の評価	
実施主体の適格性	仕様書で定める体制と認められるか。
スケジュールの計画性	より計画的で無理のないスケジュールが提案されているか
同種業務の実績	過去3年間に公社や佐賀県関係機関、民間企業が発注する同種の業務を実施した実績があるか。
経費の妥当性	見積額は妥当か。 企画提案内容に沿った経費の内訳が詳細に記載されているか。